

令和4年1月18日

第19回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第19回総会議事録

1. 日 時 令和4年1月18日(火) 午後1時30分
2. 会 場 市役所 903会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博
5番 加藤 良子 6番 中村 謙一 7番 野崎 俊幸
8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕 22番 阿部 哲也
23番 宍戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 2番 佐藤 秀雄
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主 事 中野 華子
農地係長 猪本 由美子 副主査 菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 2番 佐藤秀雄委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第19回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

7番：野崎俊幸委員、18番：安田善喜委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の中野主事を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(78件)】

合計78件、令和4年1月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転1件、賃借権設定2件、計3件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番でありますけれども、高齢により稲作栽培ができなくなった譲渡人の水田を譲受人が借り受ける申請となります。譲受人は稲作における大型機械を全て所有しておりまして、基盤整備されました水田により容易に規模拡大が図れるものと思われまして、区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番 5番（発言を許可する。）

議長 5番 整理番号2番は、譲受人が耕作している農地と隣接しており、借り受けて耕作することにより経営規模の拡大となります。申請地は水田で稲作を作付する予定となっておりますので、区域協議会では問題はないということになりました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番 24番（発言を許可する。）

議長 24番 整理番号3番についてご説明をいたします。申請者は親子関係になり、一昨年11月にも生前贈与しており、計画的に財産分与を進めています。農地と居住場所は若干離れてはいますが十分通勤で営農が可能ということで、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 農地係長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

議長 農地係長 3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、使用貸借権設定3件の計4件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

議長 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番 3番（発言を許可する。）

議長 3番 整理番号1番でありますけれども、申請地は県道福島保原線に隣接する第2種農地であります。申請者は父と娘の親子関係で、分家住宅の申請です。周辺農地に対する影響もないことから、区域協議会では問題ないと判断をいたしましたので、皆様ご審議よろしくお願いま

す。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号2番の件ですが、申請者は譲受人の奥さんの祖父になります。そして譲渡人と一緒に暮らしているのがお父さんになります。34-11区域のため分家住宅ではなく、一般住宅として使用貸借権の設定となります。孫が隣に家を建設して住むということ、34-11区域及び第3種農地ということなので、区域協議会では問題はないということになりましたので、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号3番でございますが、現在この農地につきましては作付がされていないということで、譲受人が露天資材置場と駐車場の拡張のために転用する案件でございます。周辺農地については特に影響がなく、区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号4番について説明申し上げます。申請者は母と子の関係でありまして、分家住宅に転用するということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の期間が変更になったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号1番の案件でございますが、内容につきましては記載の通りでございます。工期延長に伴う操業期間の変更であり、区域協議会では問題なしと判断されました。審議のほどよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の件ですけれども、昨年12月20日に区域担当委員と事務局の3名で現地を見て参りました。申請人が相続した平成8年にはすでに耕作放棄されており、先日の調査でも山林化しており、調査書の通り間違いのないことをご報告いたします。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号2番と3番の案件でございますが、吾妻開パのメガソーラーの土地でございます、ソーラーパネルが入らない農地の部分でございます。昨年11月26日に区域担当委員が現地を確認したところ、平成元年から30年以上耕作されてないということで、周りの山林と一体化していると判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。 6ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が15件、55,320.38㎡、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	3番（発言を許可する。）
3番	整理番号1番と2番の2件ですけれども、整理番号1番は、果樹専業農家の設定を受ける者が、設定する者から農地を借りてもを定植するものであります。整理番号2番は、5年前から新規で農業を始めた設定を受ける者が、設定する者からハウスを借りて、経営規模拡大を図るものです。申請地は設定する者が昨年相続した土地となり、共に区域協議会では問題ないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求める。）

議長	5番（発言を許可する。）
5番	整理番号3番、4番について説明いたします。整理番号3番の設定を受ける者は、昨年より規模拡大をしてりんご、梨を作っています。整理番号4番の設定を受ける者は、区域の推進委員で、梨の樹が切られているのを見て、梨栽培は初めてなのですが自分も作ってみたいということで現在勉強をされているようです。区域協議会では特に問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号5番の1件でございますが、水稻を作付するという案件でございます。設定を受ける者はすでに10町歩以上の水田を耕作しておりまして、農機具等の整備についても万全を期している状態でございます。設定する者の農地を借りて新規に水田を耕作するというのは可能だと区域協議会では判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号6番について説明申し上げます。設定を受ける者は酪農を専門にやっている方でございます。農地にはすでに飼料用作物が作付されている状態にあります。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号8番から13ページ16番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号8、9、11番につきましては、設定を受ける者は同じ方で新規就農でありまして、現在、次世代人材投資事業に関わるということで調整中です。整理番号8番の申請地ではぶどう、整理番号9番及び11番の申請地には小菊を作付けする予定となっております。現在、

就農に向けて準備をしている最中でありまして、新規ではありますが特に問題はないかと思われまます。整理番号10番につきまして、申請者は親子関係であります。梨のジョイント栽培をする都合で補助事業の対象になり、農地中間管理機構を利用して利用権を設定することになります。続いて整理番号12、13、14番と関連がありますのでまとめて説明をさせていただきます。整理番号12番の設定する者及び整理番号13番、14番の設定を受ける者は同じ申請者で、専業農家ではありますが、今回果樹に経営能力を集中したいということで、整理番号12番の水稻につきましては、近隣を耕作しております設定を受ける者にお任せをするということでもあります。従いまして整理番号13番、14番については、果樹経営の規模拡大をするということで、設定する者から農地を借りて梨のジョイント栽培をします。整理番号15番及び16番につきましては、設定を受ける者は同じ申請者となりますが水稻を中心に経営している法人でありまして、今回休耕となっている農地を耕作していただけるということで、地元では歓迎をしております。以上、区域協議会では全て適正と判断をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次長 14ページをご覧ください。議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率のかつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が1月25日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

15ページ、認定農業者新規分につきまして、区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号1番について説明いたします。申請者は今までももを中心に、水稻栽培もされている方でありまして、十分5年後の目標を達成できるものと思われまます。区域協議会では問題なしと判断しました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいた

します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号2番ですけれども、内容につきましては記載の通りでございます。申請者はネギを中心に契約栽培をしており、今後は品目を増やし経営の安定化を図るということで、5年後の目標を達成されるものと区域協議会では判断されました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、16ページ、再認定分ですが区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」とお入りです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の件ですけれども、申請者は苗木、記念樹を中心に大規模に栽培している農家があります。5年後の改善計画は、目的、内容等間違いなく達成されるものではないかと区域協議会では判断しましたので、よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」とお入りです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号2番について、申請者はもも、梨、りんごを家族4人で栽培していますが、5人で営農していけるよう、パートを雇うということでした。申請者は減農薬栽培に取り組んでおり、各作物の優良品種への更新による付加価値化を図るということです。再認定でもありますので、区域協議会では問題はないと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号3番から17ページ7番までの5件、詳細は「議案書」とお入りです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号3番から7番まで5件になりますが、いずれも再申請であり今回の経営改善内容に

つきましては適正と判断をしております。なお、整理番号6番の申請者につきましては、80歳越えの高齢ではありますが、JA新ふくしま時代の梨部会長さんでありまして、技術・意欲ともに有能であり地域から信頼されている農家でありますので、5年後も現在同様に営農ができると区域協議会では判断をしております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、18ページ、認定新規就農者の新規分ですが区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番について、申請者は2年前に法人を設立し、アスパラガスを中心として栽培しております。昨年から5名でアスパラガスの収穫をしています。青年等就農計画の内容もきちんとしているため、区域協議会では問題はないと判断しました。よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 報告は、議案書19ページ報告第1号から27ページ報告第6号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

会長職務代理 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

（会長職務代理より閉会の言葉）

慎重審議ありがとうございました。

これで、第19回総会を終了いたします。

（午後2時15分）

令和4年1月18日

これは、福島市農業委員会第19回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 7番 _____

議事録署名人 18番 _____